

# 「上海市外来流動人口管理政策」の 実効性に関する研究

虞 萍

## はじめに

1985年以来、上海市人民政府および関連部門は外来流動人口の管理に関する一連の法律の条文を制定し公布した。これによって、上海市の発展に確かな効果を得たが<sup>1</sup>、外来人口の増加、優秀な人材の不足という問題は相変わらず解決されていない。目下、上海市の三人に約一人は外来流動人口である<sup>2</sup>。これはなぜであるのか。そこにはどのような問題が存在しているのか。大量の外来者が上海市に居住するようになったことは、上海市民の生活にどのような影響を与えたのか。上海市は外来流動人口をどのように調節し、管理すべきであろうか。

現段階では、上海市の外来流動人口の拡大とその特性、戸籍改革をめぐる上海市の試行弁法、流動人口における出産管理問題、上海市の外来流動人口が労働市場の低層に押しとどめられている実態の分析等に関する先行研究がある<sup>3</sup>。しかし、「上海市外来流動人口管理政策」の実効性に関する一歩踏み込んだ実証的な研究はない。

以上一連の疑問を解くため、小論はまず時代に沿って、上海市人民政府が定めた外来流動人口に関する管理政策と関連させて、上海市人口変遷の状況について具体的に分析する。次に、上海市の外来流動人口が従事する職業と全体の資質を通して、外来流動人口管理政策が社会に果たした推進作用、ないしは不足な点について論ずる。さらに、外来流動人口の増加が受入地と送出地にいかなる影響をもたらしたのかを考察したい。小論の目

的は、中国における多文化接合現象を考察するための背景調査として、上海市の人口状況を客観的な資料から明らかにし、その問題点を私なりに指摘しようとするところにある。

## 一 「上海市外来流動人口管理政策」の制定におけるプロセス——上海市人口変遷の状況を通して

### 1 建国初期-改革開放前

1852年に54万人しかいなかった上海<sup>4</sup>は、1950年1月、その人口はすでに498万人を超えた<sup>5</sup>。1950年当時、農村では人は多いが土地は少ないため、大量の労働力が余剰となり、農業政策は不安定であった。その不安定性は、当時の農民の利益を常に侵害し、農民の農業労働に従事する積極性を損なった。その上、生産力のレベルは自然災害に対処する能力をほとんど持たなかった。そのため、1950年代初期から、毎年大量の農村人口が都市に流入するようになった。1953年に、上海市の人口はすでに620万人に達していた。

農村人口が都市と工業建設の重点地区へ盲目的に流出する現象に直面して、1953年4月、国務院は「勸止農民盲目流入城市的指示」（「盲目的都市流入の制止に関する農民への指示」）を出し、初めて「盲流」という概念を打ち出した。しかし、この指示の発表は「盲流」という現象を完全に制止したわけではない。1956年末、国務院は「防止人口盲目外流的指示」（「盲目的流出の防止に関する指示」）を公布した。そして1957年初に再度補充的な指示を出した。しかし、その年、上海市の人口は約690万人に上った。

1958年1月9日、国務院は「中華人民共和国戸口登記条例」（「中華人民共和国戸籍登録条例」）を公布した。これは新中国の戸籍管理制度が正式に確立されたことを意味し、中国の都市と農村の二元化社会管理制度の始まりであった。当時、都市部の市民が農村に流入する行為に対しては特に条例はないが、しかし農村の人々が都市に入るときには厳しく管理されるようになった。「中華人民共和国戸口登記条例」が公布して以来、上海市の市

民は農村の人々と比べて、特殊な「優越感」を湧き始めた<sup>6</sup>。

同年1月17日、国務院は嘉定県、宝山県、上海県を上海市に編入させた。これによって、65万人が上海市の戸籍になった。12月21日、川沙県、青浦県、南匯県、松江県、奉賢県、金山県と崇明県も上海市に繰り入れられて、数百万人が上海市の戸籍に変わった。さらに、浦東県も上海市の下に新設された<sup>7</sup>。これによって、上海市の基本的な構造が創出されたと言えよう。

## 2 改革開放以降-1980年代

1978年の改革開放以降、中国の農村人口が都市に流れ込む現象はより普遍的になった。1984年10月13日、「国務院關於農民進入集鎮落戸問題的通知」（「農民が集鎮へ戸籍を移す問題に関する国務院の通知」）が公布された。この通知は「戸籍改革の大事件」であり、戸籍制度改革の前触れとも言われた。以来、農民は都市に入って働いて、商業を営むことが可能になった。

農村人口が盲目的に上海市に入ることを制御するために、表1で示したように、1985年から、上海市人民政府は一連の外来流動人口の管理に関する政策を打ち出した。例えば、1985年1月1日、「上海市外来寄住戸口管理試行辦法」（「上海市外来者居住戸籍管理に関する試行弁法」）が実施された。この「試行弁法」によると、以下の三項目に該当する者で、上海市で6ヶ月以上居住したい人員は上海市で外来居住戸籍を登録することができる。（一）区・県の人民政府あるいは市政府の各委員会、事務室、事務局の許可を得て、周辺地区から上海市へ来て、企業・国家機関を創立しようとする指導者および業務責任者。（二）上海市の企業、国家機関の入札募集で、周辺地区から招聘してきた建築、施工人員。（三）上海市商工業行政管理部門の許可を得て、周辺地区から上海市に来て、就労する者・企業家・サービス業を創業する個人経営者で、上海市に固定住所のある者。

(表1) 上海市人民政府によって公布された主な上海市流動人口の管理に関する政策一覧表

施行期日	政策名称
1985. 1. 1 -1988. 12. 1	「上海市外来寄住戸口管理試行辦法」 (「上海市外来者居住戸籍管理に関する試行弁法」)
1988. 7. 1	「上海市暫住人口管理規定」 (「上海市暫定居住人口管理に関する規定」)
1994. 2. 1	「上海市単位使用和聘用外地労働力管理暫行規定」 (「上海市における企業と国家機関の地方労働力の雇用管理施行に関する暫定規定」)
	「上海市藍印戸口管理暫行規定 <sup>8</sup> 」 (「上海市藍印戸籍管理施行に関する暫定規定」)
1994. 9. 15 -1998. 9. 16	「上海市流動人口計劃生育管理暫行規定」 (「上海市流動人口計画出産管理施行に関する暫定規定」)
1994. 10. 1	「上海市流動人口衛生防疫管理暫行規定」 (「上海市流動人口衛生防疫管理施行に関する暫定規定」)
1996. 9. 1	「上海市外来流動人口管理条例」 (「上海市外来流動人口管理に関する条例」)
1998. 9. 17	「上海市外来流動人口計劃生育管理辦法」 (「上海市外来流動人口計画出産管理弁法」)
1998. 10. 26 -2002.4.1	「上海市藍印戸口管理暫行規定 (修改)」 (「上海市藍印戸籍管理施行に関する暫定規定 (修正)」)
1998. 12. 1	「上海市外来流動人員租賃房屋治安管理辦法」 (「上海市外来流動人員の賃貸借治安管理弁法」)
2002. 6. 15	「引進人才実行『上海市居住証』制度暫行規定」 (「人材導入のための『上海市居住証』制度施行に関する暫定規定」)
2002. 9. 1	「上海市外来従業人員総合保険暫行辦法」 (「上海市外来業務従事人員総合保険施行に関する暫定弁法」)
2004. 8. 30	「上海市外来従業人員総合保険暫行辦法 (修改)」 (「上海市外来業務従事人員総合保険施行に関する暫定弁法 (修正)」)
2004. 10. 1	「上海市居住証暫行規定」 (「上海市居住証施行に関する暫定規定」)
2009. 2. 12 (試行期間は3年)	「持有『上海市居住証』人員申辦本市常住戸口試行辦法」 (「『上海市居住証』所持者の当市常住戸籍申請に関する試行弁法」)

出所: 彭希哲、郭秀雲、趙德余「戸籍制度与上海人口管理改革思路探討」表1 (盧漢龍主編『上海社会發展報告 <2009>: 深化社会体制改革』社会科学文献出版社、2009年、p.75) および中国上海網 [www.shanghai.gov.cn](http://www.shanghai.gov.cn) (2010年9月29日最終確認) より作成した。

当時、外省市から上海市に来て、企業・国家機関を創設するときの外来居住人員の数は、プロジェクトの許可審議機関により企業と事業の性質、規模、投資金額によって確定し、区・県の公安機関の再審査で決められた。外来居住人員は所属部門、あるいは募集・招聘部門により専属担当者を指定し、資料を作り、上海市の許可した機関の証明あるいは募集・招聘部門の証明に基づき、会社所在地の公安派出所に登録申告し、集団戸籍を作り、「外来居住戸籍登記簿」と個人向けの「外来流動人口居住証」の交付を受ける。申告部門は専属担当者を指定し、「外来居住戸籍登記簿」を管理しなければならない。外来個人経営者は、上海市の商工業行政管理部門から交付される営業許可証で、固定住所の戸主と一緒に居住地の公安派出所に登録を申告し、単独で戸籍を作り、「外来居住戸籍登記簿」を交付される。外来居住人員が所属する部門あるいは単独で戸籍を作った外来居住人員は、「外来居住戸籍登記簿」で規定に基づき食糧部門から穀物供給の手続きを経て、副食品供給部門に副食品の供給手続きを取る。農業戸籍の人口の食糧は自弁しなければならない<sup>9</sup>。

1984年に中国政府が農民の法的手続きを経て都市に入り仕事することを許可して以来、わずか4年間で上海市の外来流動人口は106万人を上回った。当時、上海市の戸籍人口は1262.42万であった。農民にとって、都市に入って仕事をすることは生活水準を改善する一つの近道である。一部の農民は都市に入って努力した結果自分の企業を持つようになった<sup>10</sup>。しかし、当時都市に入るときの手続きが複雑であるため、一部の貧しい農民は依然として法律に背いて、こっそりと都市に入って不法就労していた。「盲流」という現象は上海市に限らず、中国都市のいたるところに現れた。

一時滞在者の管理を強化し、彼らの合法的權益を保障し、社会秩序を守るため、上海市人民政府は「中華人民共和国戸籍登録条例」と「中華人民共和国治安管理処罰条例」などの関連規定に従って、1988年7月1日から「上海市暫住人口管理規定」（「上海市暫定居住人口管理に関する規定」）を施行した。この規定の第二条と第三条は次のように規制している。「上海市

に3日以上滞在する外来者および上海市街区・県の間で3日以上滞在する上海市民は、暫住登録を必ずしなければならない。16歳以上（16歳含む）の者の一時滞在期間が3ヶ月を上回る場合は、居住地の公安派出所で『暫住証』を申請しなければならない。家族連れの場合は、居住地の公安派出所で『居住戸籍簿』を申請しなければならない。」

この「規定」は1985年1月1日から実施された「上海市外来寄住戸口管理試行辦法」の各条例よりいっそう詳しくなった。しかし実際を上記のように施行するならば、もし上海市で3日滞在し、あるいは上海市の市民が当市の街区・県の間で3日以上滞在すると登録しなければならないならば、政府の関連機関は莫大な作業量を抱えることになる。また現実には、上海市に出張機会が多い者および上海市民の中で、移動登録を行わない者もいた。

改革開放以降、中国の都市と農村の経済格差がますます大きくなった。経済格差のみならず、一部の上海市の市民は、戸籍による都市部特有の「優越感」をさらに増して、外来者を目障りとし、「巴子」（「田舎者」）「巴子」と称し、彼らが早く都市から離れることを望んでいた<sup>11</sup>。

### 3 1990年代以降

1990年、当時の上海市委員会書記兼市長である朱鎔基は、「上海市は人材の縁故採用と地方化<sup>12</sup>の弊害を防止し、できるだけ多くの地方の大学卒業生が上海市で働けるように募集し手配すべきである」、と呼びかけた。その年の秋には第一陣の2,600名あまりの非上海籍大学生が上海市の各関係部門で働くようになった。また、1994年、出稼ぎ農民工は上海市の合法的な出稼ぎ労働者になり、上海市は2万枚以上の「就労許可証」を発給した。

1994年2月1日、上海市外来流動人口に関する管理政策「上海市藍印戸口管理暫行規定」（「上海市藍印戸籍管理施行に関する暫定規定」）が施行された。第四条で、以下の三種類の人員は上海市で藍印戸籍を登録することができると定めた。（一）上海市に合法的な固定住所があって、外国の商人、香港・マカオ・台湾人で、上海市での投資額が20万ドルに達し、プロ

プロジェクトの竣工・開業もしくは経営が2年以上している、あるいは外省市の部門もしくは個人が上海市での投資が100万元に達し、プロジェクトの竣工・開業もしくは経営が2年以上の者は、その本人（海外投資家は除く）あるいはその親族もしくは雇用している外省者は、1つ「藍印戸籍」の申請を許可する。投資額が倍増するにつれ、藍印戸籍の申請の数も倍増できる。(二) 外国人は上海市で外商住宅を購入し、その建築面積は100 m<sup>2</sup>以上の場合、購入者もしくはその配偶者の直系親族、あるいは三代以内の傍系親族は、1つ「藍印戸籍」の申請を許可する。(三) 上海市に來た市外の人で、上海市の国家機関・企業・社会团体もしくは個人経営者に雇用され、高卒以上の学歴で、管理能力あるいは工芸技能があり、上海市の一つの部門に連続して3年以上雇用され、且つ仕事の実績があり、上海市に合法的な住所がある者は「藍印戸籍」の申請を許可する。2年後に、その配偶者と1名未成年子女の「藍印戸籍」の申請を許可する。「藍印戸籍」を5年以上得ている者には、公安機関で上海市常住戸籍の申請を許可する<sup>13</sup>。

この暫定規定の目的とは、外資と外省市部門あるいは個人の投資を吸収し、優秀な人材を導入することであるが、しかし金額で査定する内容は外国人と一部の豊かな外来者に、上海市に入る便利さを提供したに過ぎない。本条例は、前二項の人員の教育レベルに対して何の制限もない。しかも1985年に定められた「政府部門の許可を得て、上海市における外来居住戸籍の申請を許可する」という事項を廃止した。そのため、前二項の人員は経済力さえ備えれば、上海市の「藍印戸籍」を獲得することが可能となった。その上、5年後に公安機関に上海市常住戸籍の申請ができる。第三項の人員の学歴に関しても「高卒以上の教育レベル」は求めるのみで、また「工芸技能」という概念も曖昧であった。

1998年10月26日、上海市人民政府は「上海市藍印戸口管理暫行規定」について修正を行い、特に「藍印戸籍」の定義について修正を行った。その結果、この規定は外国人には適用されなくなった。修正後の規定は、元の第四条に基づき、投資金額を地区によって調整した。まず、「上海市が100

万元のプロジェクトの竣工・開業もしくは経営が2年以上」という条件を「市街地と浦東新区で100万元を投資し、上海市の嘉定区、閔行区、宝山区、金山区、松江区と南匯県、奉賢県、青浦県における投資が50万元、あるいは崇明県での投資が30万元に達し、プロジェクトの竣工・開業もしくは経営が2年以上」に変えた。このような投資金額を地区によって分類する修正は、あまり多くの資金を持たないが上海市で投資したい、あるいは大きなリスクを負う勇氣はないが上海市で投資してみたいという外省者に投資の好機を与えた。修正後の第五条はこのように規定している。「外来者個人は上海市で分譲住宅を購入し、その建築面積あるいは家屋の総価格は下記の規定の一つに合う場合、その本人、配偶者、本人と配偶者の直系親族に1つ『藍印戸籍』の申請を許可する。(一) 市内で70 m<sup>2</sup>以上、あるいは浦東新区で65 m<sup>2</sup>以上の住宅を購入。(二) 市街地で35万元以上、あるいは浦東新区小陸家嘴地区で32万元以上の住宅を購入。(三) 閔行区、宝山区、嘉定区で18万元以上、あるいは浦東新区小陸家嘴地区以外の内環状線内で16万元以上の住宅を購入。(四) 金山区、松江区、浦東新区内環状線以外と南匯県、奉賢県、青浦県、崇明県で10万元以上の住宅を購入。」修正後の第五条は、上海市で分譲住宅を購入し、「藍印戸籍」を獲得しようとする外来者にとっては逸しがたい好機であった。

このような1994年2月1日から実施する「上海市藍印戸口管理暫行規定」の大幅な修正は、長年上海市に居住したい外来者に再度夢を実現する可能性を与えた。金額を下げたことは他都市の企業あるいは個人が上海市での投資、あるいは住宅を購入することに有利になった。とは言うものの、1997年、上海市の外来流動人口の中で、月収が301-500元の人35.20%、501-800元の人32.7%、1,000元以上の人5.80%に過ぎなかった。1998年において、たとえ全国で比較的 average 収入の高い上海市の住民でさえ一人あたりの可処分所得は8,773元/年しかなく、上海市農村の住民の一人あたりの可処分所得は5,407元/年であった<sup>14</sup>。そのため、修正後の「暫定規定」は住宅購入の金額を引き下げたとは言え、当時の外来者にとって、上海市で



住宅を購入することは経済的に決して容易なことではなかった。表2で示したように、2000年に上海市で住宅を購入した外来者は全体の外来流動人口の4.48%を占めるのみである。2000年、上海市の外来流動人口は387.11万に達した。そのうち、経済活動に従事しているのは284.28万人で、総外来流動人口の73.4%を占める。全体的には商業・飲食業といったサービスの比率が上がり、建築関連業界の比率が大きく下がった。それに、外来者の居住期間は明らかに延長し、居住時間が半年以上の人は約八割を占める。外来流動人口の中で、20-34歳の人は全体の六割以上になった。ますます多くの外来者が家族単位で上海市に入るようになり、その比率は77.5%に達した<sup>15</sup>。

(表2) 2000年上海市における外来流動人口の居住タイプ

居住タイプ	外来流動人口 (万人)	比率 (%)
総計	387.11	100.00
私有家屋の賃貸	141.03	36.43
宿舎、飯場	77.46	20.01
公有家屋の賃貸	53.47	13.81
社宅の賃貸	37.70	9.74
友人の家に下宿	19.24	4.97
その他	17.53	4.53
購入住宅	17.36	4.48
仮家屋の賃貸	15.13	3.91
ホテル、旅館、宿泊施設	5.32	1.38
水上の船	1.90	0.49
医院	0.97	0.25

出所:上海市人口普查弁公室編『上海市2000年人口普查資料 外来流動人口普查数据』(中国統計出版社、2002年、p.157)より作成した。

一方、1999年以降、大学に進学するというルートを使って上海市に入る農民出身の学生以外、多くの中卒あるいは小卒の農村出身の若者が農業を放棄し、次から次へと上海市に入り、第二次・第三次産業<sup>16</sup>に従事するよ

うになった。ハイエンドの人材を吸収するために、2000年、当時の上海市市長徐匡迪はこのように指摘している。「人材の集まり、豊かな人材地の建設の目標とは、上海市を人材価値が最も実現できる都市にし、優秀な若者があこがれる都市にすることである。(中略)上海市は形式に拘らなくて人を使い、少しゆったりし、少し寛容でなければならない。(我々は)さまざまなことを受け入れる寛容な心で、国内外の優秀な若者を作り上げ、上海市に引きつけ、上海市に創業できるように呼び寄せ、上海市のためにサービスする雰囲気と環境を作らなければならない。」当時の上海市委員会書記黄菊も次のように指摘している。「新しい上海人は世界に生活の場を求めることができる人たちであり、世界人、中華人である。上海市は元々移住都市で、人材が柔軟に活動できるという過程の中で、新しい移住都市となり、一群の『新上海人』を形成しなければならない。(中略)上海市は世界の最も優秀な人材を入れることができる雅量を持たなければならない。同時に、人材の自由自在な行き来を促す流水になるべきである<sup>17)</sup>。」この年の年末に、上海市は約3万人の「藍印戸籍」を許可し、卒業後国内に残って働く大学院生の中で、14.05%の人は上海市で働くことになった。それは各省・市の中で最も高い数字であった。同年、上海市出身ではないが、高校卒業後上海市の大学へ進学する人は6.7万人に達した。

2002年3月25日、上海市人民政府は藍印戸籍の申請休止に関する通知を突然公表した。その理由としては、「ここ3年間、藍印戸籍政策は上海市の不動産市場および企業誘致、資金導入に積極的な作用を発揮したが、しかし上海市の経済と社会の発展に伴い、藍印戸籍の招致申請条件と申請人員の数は上海市居住人口総量の要求に適応しなくなった<sup>18)</sup>。」一夜にして藍印戸籍政策は取り消された。一部の外来者は上海市で家屋を買う決心をするのに遅かったと嘆き、運命が悪いと自身を責めていた。1994年から実施された「上海市藍印戸口管理暫行規定」は、1998年の「修正規定」を経て、2002年4月1日に約8年間の実施期間の幕を下ろした。その間に約4.2万人が上海市藍印戸籍を取得し、それらのうち、住宅購入者は88%、投資者は

10%、中・高級技術者は2%に過ぎない<sup>19</sup>。言うまでもなく、藍印戸籍政策は予期していた外来投資者と技術者の吸収効果を果たさなかった。世間を更に驚かせたのは、一部の外来者が上海戸籍を得た後、上海市で購入した家屋を高値で売却して、収益を得たことである<sup>20</sup>。

現実では、上海市の外来流動人口はどのような教育と文化の水準になっているのか。彼らはどのような職業に従事し、またどのような状況に置かれているのか。次は、「上海市外来流動人口管理政策」は外来流動人口に求めている教育と文化の水準を分析しながら、「上海市外来流動人口管理政策」の妥当性を検討したい。

## 二 「上海市外来流動人口管理政策」と現実社会のジレンマ

1998年10月26日に実施された改正後の「上海市藍印戸口管理暫行規定(修改)」は、1994年2月1日に公表された「上海市藍印戸口管理暫行規定」の中の第六条に規定された藍印戸籍を申請する外来者の教養の程度を、元の「高卒以上」から「中級以上の専門職の職階を持つこと」に変えた。それに加え、当時、上海市外来流動人口政策の中でも特に出稼ぎ労働者の学歴については特別な規定を設けなかった。2000年の上海市人口センサス資料である『外来流動人口普查数据』(『外来流動人口センサスデータ』)の統計結果によると、当時上海市の外来流動人口の学歴はそれぞれ以下の通りであった。「大学院卒0.2%、大卒1.3%、短大卒2.2%、高卒8.7%、専門学校卒2.5%、中卒55.2%、小卒24.6%、識字班出身0.5%となっており、学校教育を受けたことがない者は4.8%であった。」<sup>21</sup> このデータから見ると、上海市全体の流動人口の中で、中卒者は半分以上を占め、短大卒以上の学歴を有する者は3.7%に過ぎない。これに対して、この年、上海市戸籍人口の教育水準はそれぞれ次の通りである。「短大卒以上11.36%、高卒23.89%、中卒38.20%、小卒19.65%、識字班以下は6.9%であった。」<sup>22</sup> また、上海市戸籍人口のうち、すでに成人教育を終えた人の教育水準は以下の通りである。「大卒9.0%、短大卒43.7%、高卒25.9%と専門学校卒

21.4%である。」そのため、全体的に見ると、外来流動人口の教育水準は上海市の戸籍人口のレベルよりはるかに低いと言える。

2000年の外来流動人口の教育水準と上海市戸籍人口のそれとの格差から見ると、上海市国家機関・企業・国家機関・社会団体、あるいは個人経営者に雇用される外来流動人口に対して、学力に関する制約を設けないような改正は上海市の都市文化の需要から乖離しており、上海市の文明建設にもふさわしくない。このことはこの規定の不足点を反映している。

人材流動を促進し、国内外の人材が上海市で仕事し、あるいは創業することを奨励し、都市の総合競争力を高めるために、2002年6月15日、上海市人民政府は「引進人才実行『上海市居住証』制度暫行規定」（「人材導入のための『上海市居住証』制度施行に関する暫定規定」）を実施し始めた。当規定が適用する対象は以下の通りである。「学士以上の学歴、あるいは特殊な才能を持つ国内外の人員であり、その戸籍あるいは国籍を変えないことを前提に、上海市で働く、あるいは創業する人員。」その際、「上海市居住証」の有効期限は1年、3年と5年に分けられた。

上海市外来流動人口の合法的な權益を保障し、上海市の人口管理を規範づけ、人口の情報化建設を促進し、政府のサービス水準を高めるために、上海市人民政府は2004年10月1日に「上海市居住証暫行規定」（「上海市居住証施行に関する暫定規定」）を実行し始めた。2005年末まで、10.67万名の国内外の人材が上海市の居住証を獲得した。そのうち、外国籍の人材は2,800名で、国内の人材は10.39万名であった。上海市の居住証を獲得した人材の中で、大卒以上は73.3%を占めており、大学院卒以上は8.2%を占めている<sup>23</sup>。2008年上半年期まで、上海市はすでに556万枚の居住証（「臨時居住証」を含む）を発給した<sup>24</sup>。

外来流動人口の文化資質をいかに高めて、上海市、外省市および外国国籍の人材の才能をいかに有効かつ最大限に発揮するかは、上海市が今後発展するための一つの重要な課題であろう。

### 三 「上海市外来流動人口管理政策」が外来流動人口の受入地と送出地にもたらした影響

1994-2002年の間、投資あるいは住宅購入を通じて上海市藍印戸籍を獲得した人は外国人あるいは比較的豊かな外省市の人であった。そのため、彼らの中の多くの人は上海市の中心地で家屋を購入した。また、上海市に残って働く高学歴者あるいは専門的な技能を持つ外来者の収入は比較的高いため、彼らが上海市で家屋を購入するときには往々にして便利な場所を選ぶ。一方、上海市の市民は都市建設、家屋の取り壊しで元の居住地を離れざるを得ない。彼らは立ち退く際、多少の「補助金」を受け取るが、しかし上海市の家屋価格の上昇率に見合わない額であるため、「補助金」で元の場所に新居を購入することはできない。そのため、家屋の使用権を欲しがると<sup>25</sup>上海人はやむなく郊外の住宅を購入するほかない。上海市の市民は喪失感を抱きながら以下のように嘆く。「今日、内環状線内(つまり市の中心地)では英語が話され、中環状線と内環状線の間では標準語が話され、外環状線内では上海語が話される<sup>26</sup>。」このように、上海市の市民の「周辺化」現象が深刻になっていることが窺える。

2001年5月、國務院は正式に「上海市都市の総体企画(1999-2020)」「(上海市城市総体規劃<1999-2020>)」に対して、原則的に同意し、「上海市を近代化された国際的大都市および国際経済、金融、貿易、水上運輸の中心として建設する」、という案を明確にした。この「企画」の全体的な目標の中で上海市の人口配置に対しては次のように構想している。「上海市における2020年の総人口は約2,000万の規模で、都市空間の発展と重要なインフラ建設を考慮する。(中略)人口配置を合理化し、市街区の人口規模を厳しく制御し、市街区の人口を近郊地区に移動させる速度を高め、農村人口が新市街と中心の鎮に集中するように引きつける。市街区の常住人口は2010年までに850万人以内に抑え、2020年には800万人以内に抑える。」

表3で示したように、「企画」を実施して以来、上海市では、2008年の市街区の常住人口(652.97万人)は2000年のとき(693.04万人)より約40万

人減ったが、しかし、上海市2008年の常住人口はすでに1888.46万人に上昇した。上海市の中心地である黄浦区、静安区と盧湾区の2008年の人口密度は2000年の時より少し緩和されているが、居住期間が半年未満の外来流動人口を除いても、郊外地区の外来流動人口は166万人以上に増加し、人口密度は1,950人/km<sup>2</sup>から2,539人/km<sup>2</sup>に増えた。浦東新区の外来流動人口は依然として全市一位で、松江区の外来流動人口は30万人増加し、閔行区、嘉定区、南匯区もそれぞれ20万人増加した。表4で示したように、2008年の外来流動人口は2007年の時より緩和されたが、しかし居住期間が半年以上の外来流動人口は依然として増え続けている。自らの意志で上海市に居住する外来流動人口以外、三峡市民<sup>27</sup>の一部は政府の政策によって上海市に転居したのであった<sup>28</sup>。

(表3) 2000年と2008年の上海市各区・県の土地面積、常住人口、外来流動人口および人口密度<sup>29</sup>

年	2008	2000	2008		2000	2008	2000	2008	
	土地面積 (km <sup>2</sup> )	総人口 (万人) <sup>30</sup>	年末常住 人口 (万人)	戸籍人口 (万人) <sup>31</sup>	外来流動 人口 (万人)	居住時間が 半年以上の 外来流動人 口(万人)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )		
全 市 <sup>32</sup>	6,340.50	1,640.77	1,888.46	1,391.04	387.11	517.45	2,588	2,978	
市 街 地 <sup>33</sup>	普陀区	54.83	105.17	108.71	86.83	23.11	18.25	19,181	19,827
	徐匯区	54.76	106.47	98.22	90.01	23.31	13.90	19,993	17,936
	楊浦区	60.73	124.38	119.48	108.16	19.68	13.63	20,481	19,674
	長寧区	38.30	70.22	66.83	61.37	16.27	11.57	18,334	17,449
	閔北区	29.26	79.86	74.50	69.61	14.40	10.35	27,293	25,461
	虹口区	23.48	86.07	78.11	79.35	14.38	9.41	36,657	33,267
	黄浦区 <sup>34</sup>	12.41	57.45	53.89	60.74	9.43	9.15	46,293	43,425
	盧湾区	8.05	32.89	27.45	31.01	4.85	4.16	40,857	34,099
	静安区	7.62	30.53	25.78	31.00	4.64	3.46	40,066	33,832
	総計/平均 <sup>35</sup>	289.44	693.04	652.97	618.08	130.07	93.88	29,906	27,219

近郊地区 <sup>36</sup>	浦东新区	532.75	240.23	305.70	194.29	73.28	93.43	4,509	5,738
	闵行区	370.75	121.73	180.47	91.50	48.10	74.06	3,283	4,868
	松江区	605.64	64.12	107.42	55.04	19.05	51.74	1,059	1,774
	嘉定区	464.20	75.31	103.42	54.36	25.40	45.97	1,622	2,228
	宝山区	270.99	122.80	140.63	84.69	37.44	40.37	4,532	5,189
	青浦区	670.14	59.59	78.98	45.83	16.82	32.92	889	1,179
	南匯区	677.66	78.51	106.21	74.31	12.42	32.81	1,159	1,567
	奉贤区	687.39	62.43	80.84	51.70	13.06	28.84	908	1,176
	金山区	586.05	58.04	64.56	51.87	6.08	14.02	990	1,102
	崇明県	1,185.49	64.98	67.26	69.34	5.40	9.41	548	567
	総計/平均	6,051.06	947.74	1,235.49	772.93	257.05	423.57	1,950	2,539

出所：上海市統計局編『上海統計年鑑（2009）』（中国統計出版社、2009年、p.35、p.38）、『上海市2000年人口普查資料 外来流動人口普查数据』（前掲、p.11）および上海市人口普查弁公室編『上海市2000年人口普查資料 全部人口普查数据』（中国統計出版社、2002年、p.3）より作成した。

（表4）近年上海市の人口変遷<sup>37</sup>

年	年末常住人口 (万人) [A]	戸籍人口 <sup>38</sup> (万人) [B]	外来流動人口 (万人) [C]	居住時間が半 年以上の外来 流動人口 (万人) [A-B]	外来流動人口 の比率 (%) [C/A]	居住時間が半 年以上の外来 流動人口の比 率 (%) [(A-B)/A]
2000	1,608.63	1,309.63	387.11	299.00	24.06	18.59
2006	1,815.08	1,347.82	627.01	467.26	34.54	25.74
2007	1,858.08	1,378.86	660.30	479.22	35.54	25.79
2008	1,888.46	1,371.04	642.27	517.42	33.06	27.40

出所：『上海市2000年人口普查資料 外来流動人口普查数据』（前掲、p.143左図）および『上海統計年鑑（2008）、（2009）』（前掲）より作成した。

明らかに、現在の人口増加の勢いが続くと、2020年上海市の総人口を2000万に抑えることは不可能になる。短期間で急速に増加した外来流動人口は、上海市の人口密度の急騰を招いた。これは環境を破壊する可能性を高めるだけでなく、上海市民の生活にマイナスの影響を誘発し、上海市の

社会的治安状況にも影響する。実際のところ、上海市民は上海市の社会の治安と環境保護問題をますます憂慮し始めた<sup>39</sup>。上海市の2008年の刑事案件と治安案件は、2007年より減ったとは言え、依然として、それぞれは134,116件と523,601件がある<sup>40</sup>。うち、外来流動人口の犯罪率は犯罪総数の70-80%になっている<sup>41</sup>。また、2008年の「主要城市道路交通噪声監測情況」（「主要な都市道路の交通騒音に関する監視測定情況」）によると、上海市は全国的に下から二番目である<sup>42</sup>。林業用地面積と森林面積が元々全国で一番少ない<sup>43</sup>上海市は、現時点では、過剰な外来流動人口に耐える基盤を備えていない。

表5で示したように、2008年、上海市における都市の1人当たりの可処分所得も、また農民の純収入も全国のどの都市よりも高い。全国の農民の純収入は都市居住者の1人当たりの収入の三分の一にも満たない。農民が都市に入って仕事を探し、生活を改善しようとする意欲を持つことは周知の事実である。同時に、上海市の人口密度は全国のどの都市よりも高く、その密度は第二位の天津市の約3倍で、全国平均人口密度の21倍以上である。人口の過密化は上海市の環境衛生に大きく影響している。それに加えて「万博」を迎えるため、近年の上海市はまるで「巨大な工事現場」のように、街全体が建物を取り壊し、再建するという状態に陥った。

(表5) 2008年中国の各省・市の人口密度および経済状況<sup>44</sup>

地区	年末の総人口(万人)	面積(万km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )	都市人の可処分所得(年/元)[A]	農民の純収入(年/元)[B]	比率(%) [A]/[B]
全国	132,802	960	138	15,781	4,761	30.17
上海	1,888	0.63	2,997	26,675	11,385	42.68
天津	1,176	1.13	1,041	19,423	7,911	40.73
北京	1,695	1.68	1,009	24,725	10,662	43.12
江蘇	7,677	10.26	748	18,680	7,357	39.38
山東	9,417	15.67	601	16,305	5,641	34.60



河南	9,429	16.7	565	13,231	4,454	33.66
広東	9,544	17.79	536	19,733	6,400	32.43
浙江	5,120	10.18	503	22,727	9,258	40.74
安徽	6,135	13.96	439	12,990	4,202	32.35
河北	6,989	18.77	372	13,441	4,796	35.68
重慶	2,839	8.24	345	14,368	4,126	28.72
湖北	5,711	18.59	307	13,153	4,656	35.40
湖南	6,380	21.18	301	13,821	4,513	32.65
遼寧	4,315	14.59	296	14,393	5,577	38.75
福建	3,604	12.14	297	17,962	6,196	34.50
江西	4,400	16.69	264	12,866	4,697	36.51
海南	854	3.39	252	12,608	4,390	34.82
山西	3,411	15.63	218	13,119	4,097	31.23
貴州	3,793	17.6	216	11,759	2,797	23.79
广西	4,816	23.6	204	14,146	3,690	26.09
陝西	3,762	20.56	183	12,858	3,137	24.40
四川	8,138	48.76	167	12,633	4,121	32.62
吉林	2,734	18.74	146	12,830	4,933	38.45
寧夏	618	5.18	119	12,932	3,681	28.46
云南	4,543	39.4	115	13,250	3,103	23.42
黒龍江	3,825	45.45	84	11,581	4,856	41.93
甘肅	2,628	45.4	58	10,969	2,724	24.83
内蒙古	2,414	118.3	20	14,433	4,656	32.26
新疆	2,131	165	13	11,432	3,503	30.64
青海	554	72.12	8	11,640	3,061	26.30
西藏	287	122.84	2	12,482	3,176	25.44

出所：21世紀中国総研編『中国情報バンドブック（2009年版）』（蒼蒼社、2009年、p.362-365）より作成した。

中国は1999年に大学生の募集を拡大して以来、大学生は絶えず増加し、2009年に卒業した大学生は610万人に達して、15-17%は農村出身である。農村出身の学生にとって、都市の大学へ進学することは都市に入る最もよい方法である。これは彼らだけの夢ではなく、一家全員が貧困から脱却す

る一つの手段であった。しかし、中国の大学生は短期間で急増したものの、就職先の確保が追いついていない。そのため、「大学の卒業は失業の始まり」と言われ、「大学の卒業生は低収入グループに入る」という状況になっている。統計によると、北京市の10万人の「蟻族」<sup>45</sup>のほか、上海市、天津市、広州市、武漢市などの大大都市にも多くの「蟻族」が存在し、全国では100万人以上の「蟻族」が存在している。「蟻族」、「農民」、「農民工」および「リストラ者」は、中国社会の「四大弱者層」に分類された<sup>46</sup>。長年累積した大学生を含めて、目下中国では860万の大学卒業生が就職活動をしている。

言うまでもなく、「蟻族」は中国の社会経済改革に伴う社会構造問題の産物である。しかし、多くの「蟻族」は都市住民の就職に大きな圧力を与えた。一部の外来者は上海市での所得は上海市民より少ない。しかし、彼らは大都市での居住を望むため、そうした悪条件でも構わずに働く。彼らのこのような観念は上海市民を非常に困惑させている。上海市における多くの「80後」・「90後」世代<sup>47</sup>の若者は、少ない給料で会社勤めをするよりも、むしろ「ニート」になるほうがましと考えるようになった。会社経営者から見れば、上海人を雇おうが、外来者を招聘しようが業務上はあまり大きな差がない。そのため、彼らは従業員の雇用コストを抑えるため、外来者を積極的に雇用する。これも近年上海市の失業率が上昇している一つの原因であろう。同時に、国家のヒューマンリソースの浪費とも言えよう。

一方では、上海戸籍の大学生の就職難問題がある。他方では、上海市人民政府が海外、ないしは上海を除く全国から更に多くの人材を吸収する。2006年1月1日、上海市で「鼓励留学人員来上海工作和創業的若干規定」（「留学生が上海に来て労働あるいは創業することを奨励するための若干の規定」）が実施された<sup>48</sup>。また、2009年2月12日、上海市人民政府は「持有『上海市居住証』人員申辦本市常住戶口試行辦法」（「『上海市居住証』所持者の当市常住戶籍申請に関する試行弁法」）を実施し始めた。この弁法によると、「居住証を戶籍に変更」するため、次の五つの条件を満たさなけ

ればならない。(一)上海市居住証を所持して満7年が経過していること。(二)上海市都市・鎮社会保険に加入してから満7年を経過していること。(三)居住証所持期間中に、法に基づき上海市で所得税を納付していること。(四)上海市で中級以上の専門技術者として働いているか、あるいは技師(国家二級以上の職業資格証明を所持する)以上の職業資格を有し、かつ上海市が必要とする専門および職種である。(五)法的犯罪およびその他の不良行為を記録されていない者。なお、この新政策は初めて試行期間が明確にされ、その期限は3年である。このような公布方法は初めての試みであり、都市の安定した発展を促進させる作用を持っている、と考えられる。

「持有『上海市居住証』人員申辦本市常住戸口試行辦法」はすでに実施されが、しかし目下多くの外来流動人口は上海市の戸籍を依然得られていない。そのため、一部の外来流動人口は次世代の教育が保障できないため、子供を産む勇気がない<sup>49</sup>、と言う。このような状況も今後中国の国際競争力に影響する可能性がある。外来流動人口はほとんど21-39歳の間に集中しているため<sup>50</sup>、彼らの故郷は彼らが出稼ぎに出ることで労働力が不足し、このことは彼等の郷里の発展にとってマイナスである。

## おわりに

以上論じたこととその他さまざまな状況を考えて、以下の問題点を指摘したい。

第一に、現在、中国の国勢調査は10年ごとに行われている。そのため、上海市における近年の外来流動人口の全体的な文化資質および上海市での居住期間などについて詳しいことを知るには、去年行われた第六回目の全国国勢調査の結果を待つしかない<sup>51</sup>。2005年に上海市1%人口サンプリング調査が行われたとは言え、資料公開は2年後の2007年になった<sup>52</sup>。同じく、国勢調査の結果公開も2年の年月が掛かっている。10年に一度の国勢調査、それに集計から結果公開まで2年間の年月は、上海市のような発展速度が

速い都市には適切ではない。統計資料が迅速に公開されないために、法律に速やかに反映されず、「暫行規定」、「試行弁法」という名付け方が多くなっていると思われる。「暫行規定」、「試行弁法」といった法律条文のタイトルは人に不安感を与える。字面からでもこれらの法律条文はいつでも変更される可能性がある、と推測される。情況が許す限り、中国は大都市をより頻繁に調査し、調査結果をより素早く公開すべきである。そうしてはじめて政府部門が人民生活に合致した法律を作れるようになる。これは都市建設に役立つだけでなく、農村の発展および中国全体の社会繁栄にとっても重要なことである。

第二に、外来流動人口の教育水準を重視しないで、投資額と分譲住宅の購入額で上海市の「藍印戸籍」の申請可否を決めるような「上海市外来流動人口管理政策」は、上海市の文明度に大きなダメージを与えた、と言わざるを得ない。また、1993年から2008年まで、上海市の戸籍人口の自然成長率はすべてマイナス成長であり<sup>53</sup>、それに加えて近年高齢化現象も加速した。2008年、上海市1391.04万の戸籍人口の中で、60-64歳は86.07万人、65-79歳は161.06万人、80歳以上は53.44万人である<sup>54</sup>。つまり、近年の上海市は約六人に一人が65歳以上の高齢者である。一部の学者は、上海市が2020年に「高齢社会」に突入し、2025年以降は「超高齢社会」に突入すると懸念している<sup>55</sup>。高齢化に対する対策がなお当局によって検討され、定まっていない。「藍印戸籍」制度はその典型的な例として挙げることができる。同時に、「藍印戸籍」制度は、上海市の住宅価格を高騰させた一つの要因であると言っても過言ではない<sup>56</sup>。

第三に、ほとんどの農村出身の大学生は卒業後都市に残って就職し、出世・創業の機会を探ることを望んでいる。しかし、農村出身の大学生が卒業後、自分の故郷に戻り、郷里の建設に貢献することのできる条件を、国と社会が保障すべきである。そうすることによって、上海市外来流動人口の無制限な増加を制止することができるだけでなく、その上、上海市民の失業率が緩和されて、都市と農村の発展速度も均衡を保ち、都市と農

村の経済格差を縮小することができる。都市空間の発展とインフラ建設を有効に調整しなければ、市場配置と人民の本当の需要は乖離する結果になる。

2006年12月26日、1,000万人の情報を保存できる「上海市居住証情報システム」が正式に発足し、居住証制度は上海市で全面的にスタートした<sup>57</sup>。しかし、現時点で上海市はそれだけの外来流動人口を受け入れるハードウェアとソフトウェアが備わっているとは言い難い。

---

<sup>1</sup> 「2007年、ロンドンの金融専門家グループが発表した世界の金融都市番付では、一位ロンドン、二位ニューヨーク、香港が三位、シンガポールが四位——東京は第十です。前年の九位から一つ下がりました。これから、三十位の上海が追いかけてくる」、と2005年に日本の総務大臣を務めた竹中平蔵が分析している。(竹中平蔵、幸田真音『ニッポン経済の<ここ>が危ない!』文芸春秋、2008年、p.9。)

<sup>2</sup> 拙稿「人口移動による上海方言の弱化現象に関する一考察」『愛知大学国際問題研究所紀要』第136号、2010年11月、p.95-118に詳しい。

<sup>3</sup> 若林敬子『中国の人口問題と社会的現実』ミネルヴァ書房、2005年、p.287-322。神山育美「社会主義市場経済体制下における社会流動の制度的障壁：上海市の戸籍制度改革を事例に」『一橋論叢』第135巻第2号、2006年2月号、p.200-216。巖善平「増大する流動人口と都市の『繁栄』：上海市を対象に」『中国——社会と文化』2008年第3号、2008年7月、p.1-10。

<sup>4</sup> 上海市は1930年7月1日に成立されたため、小論ではこれより前の時期を「上海」と称す。以下同。

<sup>5</sup> 鄒依仁『上海人口変遷の研究』上海人民出版社、1980年、p.91。

<sup>6</sup> 筆者は2010年9月9、10日に、上海市に在住している5組の70歳以上の上海市戸籍の夫婦にインタビュー調査を行った。うち、2名(男性1名、女性1名)は生まれつきの上海人で、4名(男性2名、女性2名)の人は江蘇省の出身で、1930年代に上海に移住し、4名(男性2名、女性2名)の人は浙江省の出身で、1940年代に上海に移住した。4名の男性は紡織関係の商売で上海に移住し、4名の女性は配偶者として上海に移住した。彼らは上海に入った当初は大変苦勞したが、しかし8名共に「早めに上海に移住したため、先見の明があった」、と歓談した。なお、

インタビュー調査は、2008-2010年度愛知大学国際問題研究所共同研究プロジェクトの助成によって実施された。記して感謝の意を表す。

<sup>7</sup> 熊月之、周武主編『上海：一座現代化都市的編年史』上海書店出版社、2007年、p.530、p.532、p.534。

<sup>8</sup> 「藍印戸口」とは、常住戸籍と暫定戸籍の間に設けられて、臨時に許可する戸籍のことである。小論では、「藍印戸口」を「藍印戸籍」に和訳する。

<sup>9</sup> 1953年10月、中国の中央政府が「食糧の計画買い上げと計画供給に関する決議」（「關於実行糧食計劃收購与計劃供給的決議」）を公布した：虞注。

<sup>10</sup> 『財富人生』と『財富人生Ⅱ』（『財富人生』節目組編、上海教育出版社、2003年）の中で紹介されている多くの企業家は農民出身で、彼らは裸一貫で身代を築き上げた。

<sup>11</sup> 筆者は2010年9月11日に、上海市に生まれ育った50代、60代の10名（うち、男性5名＜共に60代＞、女性5名＜60代3名、50代2名＞）の上海市民にインタビュー調査を行った。彼らは自身が上海市民であることをうれしげに語り、「上山下郷運動」の苦しさも話した。「農村より都市が住みやすいため、やはり都市がいい」、と全員一致した。なお、彼らが言及している「上山下郷運動」とは、中国で、1968年以降、毛沢東の提唱によって、都市の青年を地方での労働につかせたことである。

<sup>12</sup> 「人材の地方化」とは、上海戸籍を所持している者のみを採用しようとする傾向を指す。

<sup>13</sup> 上海公安年鑑編輯部『上海公安年鑑（1994）』中国人民公安大学出版社、1994年、p.392。

<sup>14</sup> 上海市統計局編『上海統計年鑑（2009）』中国統計出版社、2009年、p.156、p.164。

<sup>15</sup> 上海市人口普查辦公室編『上海市2000年人口普查資料 10%抽樣調查数据』中国統計出版社、2002年、p.57左図。

<sup>16</sup> 中華人民共和国国家統計局の区分によると、「第一次産業」とは、農業、林業、牧畜業、水産業を指す。「第二次産業」とは、採掘業、製造業、電力、ガスおよび水の生産と供給業、建築業を指す。「第三次産業」とは、第一次・第二次産業を除く産業を指す。（中華人民共和国国家統計局編『中国統計年鑑』中国統計出版社、2009年、p.79。）

<sup>17</sup> 熊月之『上海人的過去、現在与未来』（上海証大研究所『上海人』学林出版社、2002年、p.72。）

<sup>18</sup> 中国上海網

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node3124/node3199/node3201/userobject6ai1094.html> (2010年5月18日最終確認)。

<sup>19</sup> 彭希哲、郭秀云、趙徳余「戸籍制度与上海人口管理改革思路探討」(盧漢龍主編『上海社会發展報告<2009>: 深化社会体制改革』社会科学文献出版社、2009年、p.69。)

<sup>20</sup> 上海市地方志办公室、当代上海研究所編『上海改革开放30年図志——総合巻』上海人民出版社、2008年、p.272。

<sup>21</sup> 上海市人口普查办公室編『上海市2000年人口普查資料 外来流動人口普查数据』中国統計出版社、2002年、p.253左図を参照した。

<sup>22</sup> 初出は上海市人口普查办公室編『上海市第五次人口普查数据手册』中国統計出版社、2001年。底本は李友梅主編『上海社会結構変遷十五年』上海大学出版社、2008年、p.15。

<sup>23</sup> 初出は『2005年上海市国民經濟和社会發展統計公報』。底本は『上海社会結構変遷十五年』前掲、p.16。

<sup>24</sup> 「戸籍制度与上海人口管理改革思路探討」(『上海社会發展報告<2009>: 深化社会体制改革』前掲、p.88。)

<sup>25</sup> 中国の法律によると、土地は国のものである。そのため、市民が家を買っても、土地の所有権ではなく、土地の使用権しか有しない。

<sup>26</sup> 筆者が2009年5月1日、9月5、6日、2010年2月19日、2010年9-12日に、上海市で行ったインタビュー調査の結果による。

<sup>27</sup> 「三峡」とは、中国長江中流域の三峡(重慶市から湖北省宜昌市)一帯に建設中の大型重力式コンクリートダム工事を指す。1993年に着工し、2009年に完成された。洪水抑制・電力供給・水運改善を主目的としている。小論では、これらの地区に住んでいた住民のことを「三峡市民」と称す。

<sup>28</sup> 2000年8月17日に第一陣の三峡市民が崇明県に移住して以来、2002年末まで、上海市は合わせて1,305戸、5,509人の三峡市民を上海市の7つの区・県と69個の郷と鎮に安置した。うち、崇明県は277戸、1,211人、金山区は193戸、817人、南匯区は194戸、811人、奉賢区は193戸、808人、青浦区は162戸、689人、松江区は165戸、686人、嘉定区は121戸、487人であった。その他の1,900あまりの人(1.45人/戸)は非農職場に推薦された。2003年、國務院は新たに2.5万人の移転任務を全国の11個の省市に下達した。上海市も重慶市万州区からの2,000名の移民を受け入れた。そして、2004年9月までに、移転任務を完了した。(『上海

統計年鑑<2005>』前掲。)

<sup>29</sup> 中国政府は2000年の時、上海市における外来流動人口を区・県に分けて居住時間を詳細に統計するという作業をしなかった。そのため、本表の中には2000年時の「総人口」と「外来流動人口」のみ表記する。これらのデータに基づいて、2000年の上海市各区・県の人口密度を算出した。

<sup>30</sup> 調査月が違うため、本表の中の2000年の総人口数(1640.77万人)と表7の中の2000年末の常住人口数(1608.63万人)に誤差がある。なお、この程度の誤差は各区の2000年から2008年への人口変化の分析にそれほど大きな影響を与えない、と考えられる。

<sup>31</sup> 2008年の戸籍人口1391.04万人と、市街区の戸籍人口(618.08万人)と近郊地区の戸籍人口(772.93万人)の総数である1391.01万人には、若干の誤差がある。

<sup>32</sup> 市街区は2008年の外来流動人口の多い方順に配列している。

<sup>33</sup> このような上海市における市街地と近郊地区の区分方式は、2001年から実行された。2000年の市街地と近郊地区の人口は1640.78万人である。このデータは2000年全市総人口数(1640.77万人)と一致していない。2000年の市街地と近郊地区の外来流動人口は387.12万人である。このデータも2000年の外来流動人口(387.11万人)と一致していない。

<sup>34</sup> 2000年、南市街区(老西門街道、半淞園路街道、董家渡街道、小東門街道と豫園街道を含む)は黄浦区に合併された。

<sup>35</sup> 人口密度は平均値であり、その他のデータは総計である。

<sup>36</sup> 現南匯区と奉賢区は2000年のときにはまだ南匯県と奉賢県であった。

<sup>37</sup> 『上海統計年鑑(2009)』(前掲)の「表3.1 主要年份常住人口」、「表3.3 主要年份外来流動人口」、「表3.4 户数、人口、人口密度と平均期望寿命(1978-2008)」と「表3.5 各区・県土地面積、常住人口および人口密度(2008)」の中のデータが一致されていないため、すべてのデータに誤差がある。

<sup>38</sup> 本表の戸籍人口は上海市から離れて、あるいは市外へ半年以上外出している上海市の戸籍人口を含まない。

<sup>39</sup> 2005年に行われた「上海市第五回大衆安全性サンプリング調査」の結果によると、上海市民が最も関心を持つことは以下の通りである。「就業と失業(23.8%)、社会のモラル(18.8%)、社会の治安(13.7%)、給料・待遇(12.8%)、住宅(8.3%)、環境保護(7.1%)、腐敗(7.0%)、教育(4.9%)、土地収用(3.5%)、その他(0.1%)。」2年前のデータと比べると、上海市民の間では治安と環境保護問題への関心が高まった。(樊佳佳『目前市民最関心的社会热点问题分析』上海



統計局、2006年3月27日。上海統計網<http://www.stats-sh.gov.cn/2005shtj/tjfx/jdxx/userobject1ai1486.html> <2010年5月18日最終確認>。

<sup>40</sup> 『中国統計年鑑（2009）』前掲、p.470。

<sup>41</sup> 張煒、林慧、周翔、錢文漪「上海市流動人口中的未成人犯罪問題調査」（全刊雜誌賞析網<http://qkzz.net/article/3dd82824-f86e-4563-9812-8ed120ae3edc.htm> <2010年5月18日最終確認>）。

<sup>42</sup> 『中国統計年鑑（2009）』前掲、p.413。

<sup>43</sup> 『中国統計年鑑（2009）』前掲、p.416。

<sup>44</sup> 本表は人口密度の多い方から順に排列している。

<sup>45</sup> 「蟻族」という言葉は、北京大学の「中国と世界研究センター」の博士研究員廉思を中心とした調査団が1年半の調査を経て編集・出版した『蟻族——大学卒業生聚居村実録』（『蟻族——大学卒業生集団生活村の実録』陝西師範大学出版社、2009年）という本から生まれた。ほとんどの「蟻族」は農村出身で、大学の高等教育を受けたが、しかし臨時の職業にしか従事できず、失業あるいは半失業状態に陥っている。彼らの平均月収は2,000元未満で、大中都市と農村を接合する地区にある賃料が安く狭小で、衛生状態の悪い賃貸住宅に住んでいる。年齢は22-29歳に集中し、「一人っ子政策」が施行されて以降の最初の世代である。

<sup>46</sup> 『蟻族——大学卒業生聚居村実録』前掲。

<sup>47</sup> 1980年と1990年以降に生まれた人を指す。

<sup>48</sup> 「上海市鼓励出国留学人員来上海工作的若干規定」（沪府発[1992]23号）と「上海市引進海外高層次留学人員若干規定」（沪府発[1997]14号）は同時に廃止された。

<sup>49</sup> 筆者が2009年5月1日、9月5、6日、2010年2月19日、2010年9-12日に、上海市で行ったインダビュー調査の結果による。

<sup>50</sup> 上海市人口普查弁公室編『外来流動人口普查数据』各年、中国統計出版社。

<sup>51</sup> 1949年新中国成立後、1953年、1964年、1982年、1990年と2000年に五回の全国人口センサスを実施した。2000年、387.11万の外来流動人口が上海市での居住時間は以下の通りである。15年以上1.4%、10-14年3.8%、5-9年12.9%、1-4年37.5%、6-11个月21.9%、1-5个月13.7%、1个月以下8.8%。（『上海市2000年人口普查資料 外来流動人口普查数据』前掲、p.143左図）

<sup>52</sup> 上海市1%人口抽樣調查領導小組弁公室、上海市統計局人口与就業統計処編『2005年上海市1%人口抽樣調查資料』中国統計出版社、2007年。

<sup>53</sup> 1993-2008年、上海市戸籍人口の自然増長率はそれぞれ-0.80%、-1.40%、

-2.06%、-2.29%、-2.41%、-3.03%、-2.27%、-1.90%、-2.71%、  
-2.61%、-3.24%、-1.16%、-1.46%、-1.24%、-0.10%と-0.75%と  
なっている。(『上海統計年鑑<2009>』前掲、p.36。)

<sup>54</sup> 『上海統計年鑑(2009)』前掲、p.39。

<sup>55</sup> 王桂新、殷永元『上海人口与可持續發展研究』上海財經大学出版社、2000年、  
p.188。一般的に言うと、65歳以上の高齢人口が総人口の25%以上占める社会  
は「高齢社会」と称し、この比率が30%以上になると、「超高齢社会」と呼んで  
差し支えない。(大淵寛『少子化時代の日本経済』日本放送出版協会、1997年、  
p.167。)

<sup>56</sup> 2002年4月8日、『人民日報』第3面に発表された「停辦藍印戸口 難抑申城樓  
市上揚」(「藍印戸籍を中止しても上海市の不動産市場を抑制することはできな  
い」と題するが述べているように、藍印戸籍が中止されても上海市の住宅価格  
の上昇を抑えることはできなかった。このことについては別稿で論ずる。

<sup>57</sup> 『上海改革開放30年図志——総合巻』前掲、p.289。